

事業用自動車等(被牽引車)

点検整備記録簿(分解整備記録簿写)

... 3か月

か月点検整備

+

...12か月

点検の結果及び整備の概要

点検箇所	点検項目	
・制動装置		
ブレーキ・ペダル	ブレーキのきき具合	
駐車ブレーキ機構	引きしろ	
	ブレーキのきき具合	
ホース及びパイプ	漏れ、損傷、取付状態	
ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	
	機能	
リレー・エマージェンシ バルブ	機能	
ブレーキ・カム	磨耗	
ブレーキ・ドラム及び ブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間	
	シューの摺動部分、ライニングの磨耗( )	
	ドラムの磨耗、損傷	
バック・プレート	バック・プレートの状態	
ブレーキ・ディスク 及びパット	ディスクとパットとのすき間( )	
	パットの磨耗( )	

使用者の氏名又は名称	自動車登録番号(又は車台番号)	車名	備考
	住所	原動機の型式	

点検箇所	点検項目	
	ディスク磨耗、損傷	
・走行装置		
ホイール	タイヤの状態( )	
	ホイール・ナット、ホイール・ボルトの緩み	
	ホイール・ナット、ホイール・ボルトの損傷(大型車)	
	リム、サイドリング、ホイール・ディスクの損傷	
	ホイール・ベアリングのがた	
・緩衝装置		
リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	
	取付部、連結部の緩み、がた 損傷	
エア・サスペンション	エア漏れ	
	ベローズの損傷( )	
	取付部、連結部の緩み、損傷( )	
	レベリング・バルブの機能	
ショック・アブソーバ	油漏れ、損傷	

点検箇所	点検項目	
・電気装置		
電気配線	接続部の緩み、損傷	
エア・コンプレッサ	エア・タンクの凝水	
車枠及び車体	緩み、損傷	
連結装置	カブラの機能、損傷	
	キング・ピンの亀裂、損傷	
その他	シャシ各部の給油脂状態	

(注) ( )印の点検箇所は、自動車検査証の交付を受けた日又は前回の点検を行った日以降の走行距離が3か月当たり2,000km以下の自動車については、行わなくてもよい。

区分及び記号			
点検		交換	×
分解	○	修理	
調整	A	清掃	C
締付	T	給油	L
該当なし			

CO・HC濃度	自動車分解整備事業者の氏名又は名称、事業場の所在地及び認証番号	整備主任者の氏名
(アイドリング時)		点検の年月日 年 月 日
CO	%	整備完了年月日 年 月 日
HC	ppm	点検時の総走行距離 km